

五島の末子相続について

大原, 長和
九州大学教養部助教授

<https://doi.org/10.15017/1387>

出版情報 : 法政研究. 27 (2/4), pp.27-42, 1961-03-25. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

五島の末子相続について

大原長和

一

中川善之助教授によれば、わが国の末子相続制は、大体西へ行けば行くほどある。一ばんあるのは九州だ。九州から東して四国、それから愛知県。そして諏訪あたりが大体北限である、^(一)ということになっている。

事実、わたくしも、数回にわたって九州各地の相続の実態調査を行って、九州では末子相続は決して異例的な存在ではなく、処によっては、むしろ長子相続の方が例外的であるような印象すら懐いている。

とくに、鹿児島・宮崎両県にわたる南部九州地方は代表的な末子相続地帯として知られている。^(二)

しかし乍ら、九州地方の末子相続制の最も典型的な事例は、むしろ西九州、とくに長崎県地方においてみられるのではないか、と思われる。

その理由は、他の地方においてみられる末子相続制は、厳密に云えば、非長子相続であって、必ずしも末子が相続するものではないからである。中川教授も末子相続は非長子相続としてとらえるべきだと主張されている位である。^(三)

しかし、長崎県においてみられるものは、完全な末子相続とみてよいのではあるまいか。そのことは、明治十一年刊の司法省蔵版の全国民事慣例類集によってもうかがわれると思う。

全国民事慣例類集によれば、全国における末子相続制には次の如きものがある。

尾張国愛知郡——相続ノ権ハ長男ニアリ。村方ニテハ耕業ヲ励マス為メ、長男ヨリ順々ニ分家セシムルコト多シ。皆戸主ノ見込ニ從テ適宜ノ所分ヲ為ス事ナリ。

信濃国佐久郡——長男ハ家督相続ノ権ヲ有スト雖モ、父ノ意ニ協ハザルカ、或ハ二三男ヲ分家セシメテハ若年破産ノ恐アルヲ以テ長男ヲ分家セシメ本家ハ父自ラ幼児ヲ教育シテ相続セシムル事アリ。然ルトキハ其財産ヲ分割スル衆子ヨリ多キヲ例トス。

土佐国土佐郡——相続ノ権ハ長男ニアリト雖モ、郷村ノ者ハ中等已上長男二男三男トアレバ、長二男トモ多クハ別家セシメ、末子ヲ以テ本家相続セシムル慣習アリ。

日向国臼杵郡——村方ニテハ長男ヲ分家セシメ、二三男ニ相続セシムルコト多シ。

肥前国彼杵郡——村方ニテハ長男ヲ第一二分家シ、末男ヲ以テ本家相続セシムルコト多シ。

肥前国高来郡——村方ニテハ長男ヲ分家シ、末男ニ本家相続セシムルコト多シ。

この六例を仔細にみると決して同一事例ではないことが分る。すなわち尾張・信濃・土佐の三例では「相続ノ権ハ長男ニアリト雖モ」とあって、一応は長男を立てている。これに反して日向と肥前の例は「村方ニテハ長男ヲ第一二分家シ」とあって、長男相続の思想は全くなく、またその中で日向では、「二三男ニ相続セシムルコト多シ」と、ただ非長子相続なることを指摘しているに過ぎないのであるが、肥前の二例ははっきりと、「末男ヲ以テ本家相続セシムル」とあって、完全な末子相続であることを強調している。

もっとも、これらの調査は非常にプリミティブなものであり、係官が全国各地へ行ってその地方の古老を集めて聞いたものに過ぎず、したがってその表現もどこまで厳密に解さなければならぬかは問題であろうけれども、とにかくここでは、長崎県において末子相続が典型的な形であるのではないか、ということを描すれば足りる。

長崎県の末子相続のうち、高来郡の末子相続については、菊地判事が研究されている。^(四) 彼杵郡については、西彼杵半島の「家舟」の末子相続を、中川教授が調査されている。

しかし、いま一つ、長崎県の末子相続調査で見落しえないものに、五島のそれがある。中川教授も「五島へは行ってみたいと思いながらまだ行けないで」いると云われている。したがって、本稿では、いわば学界未開拓の五島の末子相続制を中心として、九州地方の末子相続制を考えてみることにした。

(一) 中川善之助「末子相続について」、日本法社会学会編、家族制度の研究(下) 理論と実態、六一頁。

(二) 日本私法学会の農家相続の実態調査で、鹿児島県大隅半島の肝属郡串良町の末子相続の実例を指摘しておいた。農林省農政局「農家相続の実態」——農家別調査資料——二五二頁以下。

(三) 中川、前掲書、五七頁。

(四) 菊地博「長崎県諫早市小野における末子乃至非長子相続制について」法社会学第四号、一一一頁以下。

二

五島列島は、長崎港から約九十軒、佐世保港から約五十軒の海上に、約九十軒の長さに互って北東から南西の方向に並んでいる。南から福江・久島・奈留・若松・中通の五つの主島と、その北に小値賀・宇久の二島が連なり、これ等の周囲に、百四十あまりの小さな属島が散在している。したがって、五島列島と云うよりむしろ、五島叢島とも云うべきである。行政的には、福江市と十二ヶ町に分れ、人口は約十五万人である。^(一)

五島地方の相続制度の特色として、まず気付くことは、ここに「したご」制度という、末子相続制を明瞭に表わす言葉があるということである。全国的にみても、事実上、末子相続的慣行の行われている地方であっても、言葉とし

て、したが——末子——相続というところは尠いのではあるまいか。

五島、福江島、最西端（それはまたわが國の最西端でもあるが）玉之浦の郷土史には、次のように出ている。^(二)

親と同居する男子が義務教育を終れば、未成年者でありながら半戸分の公役を負担する。それ故、老齡者といえども、このような男子と同居する間は隠居が出来ない。これを「したが」と呼んで、この制度は立谷郷民移住当時から、部落の戸数をなるべく増加させて、部落の繁栄を図るために採られた方法の一つと云われる。居付きの者は、貧しさに甘んじつつ、長男に嫁を貰えば次三男を連れて別居しさらに開墾を進め、次男が結婚すればさらにまた三男と新居を構える等の如くして、末子のみとりを受けながら天寿を終ったというような一種の「末子相続法」である。

このようにして、次々と開墾を進めて行き、住家も耕地の中央部を選び建てたので、自ら散村の形式が成立したわけである。

こうして耕地は著しく開墾されたが、直領や郷有地を開いた者と私有地を開いた者には、自ら経済的にも差を生じ、後者の場合は、何等かの形で地主に隷属しなければならぬため、独立性に乏しくまた貧困であった。

明治初年、一時居付の者の半数がカトリック教徒であることの名乗りをあげてから、多少の迫害を加えられたものの如く、私有地を開墾した者共は主家への遠慮から名乗らぬ者が多く、いわゆる「旧キリシタン」とか、「コソコソ宗」とか、また「黒宗カクレ」等と云われていたのがこれである。

以上が郷土史にある「したが」制度である。また、前述の菊地判事は、五島の末子相続について、

「………ついで機会を得て五島（長崎県南松浦郡）青方町の方へ出張した際も問い合せたところ同町大字青砂なる全村カソリック教徒という（？）部落でも末子相続が行われているのではないかということを目にしたが、滞在期間も限られて詳しい調査もできず帰らねばならなかつたので、通信で調査して見たところ、同地では古くから男子兄弟

の間では均分相続に似た相続が行われ親は自分の家を長男に譲った上、自らは隠居家を作ってそこへ末子と共に移り住んで生涯を終えるとのことであった」と紹介されている。^(三)

これを現地についてみるに、「したご」制度を人々は肯定する。現在でも、親は、長男が結婚すれば、家は長男夫婦に譲り、両親は二男以下を連れて別な家を建てて引越す。次男が家庭を持った時も同様にする。かくて順次に家を譲って行き、最後には末子と同居するから、父親が死んだ時には末子（あるいは非長子）相続になるのである。なお、結婚後殆どの場合、新夫婦は親類または特に親しい知人宅を泊り宿として夜を過し、おおよそ第一子の出生の頃、遅くとも二、三年の内には、両親は隠居を新築し、別居生活をする。当地方ではこれを「隠居」または単に「部屋」と称している。そしてこれをいわゆる小家族主義の現れとみる見方もある。

(一) 五島に関する文献としては、大坪譲「五島通史」、浦川和三郎「五島キリシタン史」、久保清・橋浦泰雄「五島民俗誌」、同「五島民俗図誌」五島開発振興協会「五島要覧」等がある。

(二) 玉之浦郷土史(昭和三二・七・一五・玉之浦教育委員会発行)第五節特異の風習と行事より。百八頁以下。

(三) 菊地、前掲書、一一一頁。中川教授は、この中で、「青砂なる全村カソリック教徒という(?)部落でも末子相続が行われている」とあるこの?がなんであるかわからないが、といわれる(中川、末子相続について六九頁)が、これはカソリック信者といわゆる隠れ切支丹信者とを一緒にして考えているのではあるまいか、と思われる。

三

この地方の相続が、どうして末子相続的形態をとることになるのか。

それには色々な要因を考えることが出来よう。社会的・経済的・自然的・或いは政治的等と。

ところで、私は、その外に宗教的要因をも考えられるのではないかと思う。五島の末子相続制について特にそれを感じる。以下、その点を中心として、五島の末子相続制を検討してみたい。

五島に末子相続制が多いといつても、それが主としてカトリック信者、ないし隠れ切支丹信者（ここでは併せて切支丹信者と呼んでおくことにする）の家族において見られる現象であることに注意しなければならない。

古野教授の調査報告も、この宗旨の特色として、末子相続制を指摘しておられる。切支丹は「昔は外道とかエタとか呼ばれて蔑視されたというが、今では差別的な待遇や感情は激減している。この島（樺島）では先住者（仏教徒）を地下ちげというよりも「村むら」という。「村」は長男相続、「開き」（切支丹）は末子相続とよくいわれているが、これは五島全体にわたってなお詳しい調査を要する」と云われる。

本稿も、同じ五島の住民でありながら、何故に切支丹家族だけが、末子相続制をとるかの原因を究明せんとするものに外ならない。

切支丹家族がどうして末子相続制をとるか。その原因として、彼等の極度の経済的貧困性と、宗教的平等思想、聖職制度との関係、等を挙げることができると思う。以下その各々について説明する。

(一) 経済的貧困性について。五島の切支丹は、主として大村落そとめの外海地方からの移住者である。(三) 信仰の自由を求めて、士族の身分や財産を棄てて海を渡って来たものが多い。(五) しかし、日本の西の涯五島といつても、既に先住者の仏教徒が居て、水田耕作の可能な処は殆ど占有してしまっていたのであるから、新移住者達は、僅かに山あいの瘠せ地を開墾して生活の基盤を築いて行く外はなかつたのである。しかも、宗教的理由から産児制限は許されないので、子供は多く、生活は苦しい。子供がある程度大きくなれば、早く独立させて、親の負担を軽くしてやらねばならない。そこで、子供は早く親の下を離れて一家を構える——また親は構えさせてやるわけである。

一家を構えるといつても、母屋の近くの荒れ地に、堀立小屋のような家を建てるだけのことである。小屋といつても、貧困な彼等にとっては相当な経済的負担である。したがって、この地方の家は甚だしく粗末なものであり、家中には、家財道具の目ぼしいものは殆どないのである（筆者は、町会議員をしている部落の有力者の家を訪ねたが、まことに質素なものであった）。

このようにして、長男から次々に分家独立して行くことは、また、先住者に対する対抗関係からも来ている。すなわち、すでに大集落を形成している先住者に対し、新来者達は早く戸数を増すことによって、自分等の存在を認識してもらおうとしたものであろう。すなわち、質の不足を量でカバーしようとしたわけである。^(六)

要するに、一見矛盾することのようであるが、経済的貧困性が、かえって家の分封を促がし、戸数を増やし、したがって、相続形態としては、末子相続制をとることになったのではないかと思われる。^(七)

(二) 宗教的平等思想の影響。人間の本性、とくに親の情からして、諸子に平等の愛情を注ぐことは極めて自然のことである。そのことは必然的に、相続における平等性ということになって現れるのが当然である。したがって、相続形態としては、諸子均分的相続が自然なものであり、一子単独相続的なものこそむしろ不自然ともいえるものである。

特に、彼等の宗教は、神の前におけるあらゆる人間の平等を強く主張する。他人の子をも、わが子同様に愛せよ、という教えを受けるものが、吾が子を均しく愛するのは当然である。そのことは必然的に、数人の子があれば、平等に財産をわかち与うべきであるということになる。

かくて、長男から順次に、平等に、乏しいながらも財産をわかち与えていって、最後に残ったものを末子が相続するという、末子相続制ということになるのである。

(三) 宗教的聖職制度との関係。カトリック教徒にとって、聖職者になることは最大の名誉である。その家に素質の秀れた男子が生れたとき、親はその子を神学校に入れて聖職者にしたいと思ひ、教会もまたそれをすすめる。^(八)

とりわけ、先祖伝来の切支丹の信仰を守り続けて来た長崎県の信者達には、その考えが強く支配している。現在、各方面で活躍している聖職者の中には長崎県出身者が極めて多いが、その多くは長男である。

これは、最初に生れた男子を神への捧げものとするという考えの現れであろう。そうなれば、長男子は家業（大部分は農業）を継ぎえないことになる。したがって、非長子相続ということになる。

そして次男以下も、家の経済的貧困を救うために、船員として舟に乗り込んで、漁業に従事する者が多く、女子は殆ど紡績女工等に出稼ぎに出てしまう。

このように、上から順次、外部へ出て行ってしまえば、あとに残った末子がわずかな農業のあとを継ぐ外にはなくなり、この点からも末子相続制をとらざるを得なくなるわけである。

(一) カトリックと「隠れ」とを含めて「切支丹」と呼ぶ所以については、大原「切支丹家族における民法と教会法」私法十六号 七三頁参照。

現在、五島の総人口約十五万のうち、カトリック信者は約二万五千であり、隠れ切支丹は約一万と推定されている。

(二) 古野清人「隠れキリシタン」（日本歴史新書）昭和三四年、六、五島のキリシタン、二一二頁。

(三) 外海地方というのは、現在の長崎県西彼杵郡外海村である。大村湾側の内海に対し、東支那海に面しているのでこの名がある。出津・黒崎・檜山等が切支丹部落として名高い。この彼杵郡に末子相続がある（前出、全國民事慣例類集）のも偶然ではあるまい。

(四) 寛政九年（一七九七年）、五島盛運^{しりのき}は大村純尹^{すけこれ}に其民を五島に移住せしめられたしと申込んだ。五島藩の公譜別録拾遺によると、「寛政九年藩主盛運、大村の農民一〇八人を五島に移し、田地を開墾せしむ。五島は地広く人少くして、山林の未だ開

けざるもの多きを盛運公常に憂い給い、此度大村侯に乞うてその民を此地に移し給う。これより後、大村の民この由緒を以て五島へ来り住むものその数を知らず」とある。

「五島へ五島へと皆行ききたがる、五島はやさしや土地までも」という俗謡が今でも外海地方に残っている。

(五) 大村落ではキリシタンの吟味が非常にきびしく、踏絵も毎年制規通りに励行していた。特に大村落では極端に産児制限を實行していた。男子は長男だけを残して、その他は殺させてしまう。たとえ父母がそれを忍びかねて哺育したとしても、他家へ養子にでも遣わさない限り、これに家督の幾分でも譲って分家を立てさすことを許さない。無論キリシタンは児を殺すことは赦すべからざる罪惡と心得ている。しかし次男以下は藩内に留まっていたは何時まで日陰者で、一個の公民権すら得ることは能わぬので、自然他領へ逃亡するものが多かった。彼等が五島藩の招きに応じて移住を決定したのはこれが為であろう。また、このように家督相続の不合理性を身にしみ感じていたことが、五島キリシタンの相続制を異った形態のものとした一因と考えられないこともない。

(六) 中川教授は、「家族集団の拡大を嫌忌する社会では、やはり子が長ずるに従って分封が行われる。この実例として五島に逃避した往年の切支丹類族を挙げることが出来る。彼等は山地へ逃込んで僅かに生活の場所を尋ねたが、外部に目立つのを恐れて、少しづつ奥地へ分封植民して行き、そのために家系は末子から末子へと伝わっていると報ぜられた。この報告は、しかしながら、専門家の作ったものではないから、その正確さに於てなお幾分の疑念があるけれども、そうした怪緯は他の場合について起りうることだと思われる。換言すれば、五島の末子相続はそのためでないにしても——地形などがだから見て、或はフレージャー型の普通の末子相続かも知れないと考えられなくはない——、家族集団の拡大を恐れる何等かの事情ある場合には長子分封が起り、また末子相続が結果されるという理論は可能であるといえよう。」(中川「末子相続の社会的環境」五三〇頁)と指摘されている。これは新聞記者のルポルターージュをもとにしての推論であるが、現地を調査しての結論は「外部に目立つのを恐れて」の分封というより、むしろその反対の理由の方が強いのではないかと思う。その意味では「フレージャー型の普通

の末子相続」というべきであろう。

(七) 常識的には、富農は財産を分割する余裕があるから、均分相続となり、貧農は分けたくても分割するに足る財産がないから一子相続になるように思われる。しかし事實はむしろ逆の場合が多い。例えば最も生産力の高い典型的な水田二毛作地帯として富農の多い佐賀県の兵庫村（現佐賀市内）では、如何にして均分相続による分割を防止するかに腐心している。（その実例は、前掲、農家相続の実態、二三二頁以下）のに対し、生産力の極めて低い畑作地帯のモデルとしての鹿児島県肝属郡串良町では、かえって、諸子均分相続的末子相続制が行われている（同書・二五二頁以下）。すなわち、財産があるものは分けないのであり、財産がないからこそ分けるのである。

(八) もっとも全ての者が進んで聖職者になることを希望するかは問題であろう。世俗の生活を棄てることに人間的な悩みが伴うのも自然であろう。或る神父はこの点に関してこう告白している。自分の家は貧困で学校に弁当も持って行けなかった。たまにたま持っていても、人とられるおそれがあるので、山の中にかくしてこっそり食べた。聖職者になることをすすめられた時も、大分迷ったが、神学校の生活をみて、毎日白米が食べられるのをうらやましく思い、それで神学校に入る気になったのだ、と。

四

中川教授は、末子相続を結果する社会的環境として、次の二つの条件を挙げて居られる。^(二)

第一条件 家族生活の基礎をなす地盤——多くは土地そのもの——が家内人口の増加を包容する余裕を少しも残していないこと。

その場合を列記すれば——

1 農業技術が幼稚なため、その農業が非集約的であり、人口の割に広大な土地を必要とする結果として、現有土

地が相当広くても人口の増加を消化し得ない場合

2 土地が瘦瘠なるために一箇所で多人数の食糧を生産し得ない場合

3 土地が狭小なるため新地を開発しようとしても出来ない場合

4 これらの場合の複合した場合

第二条件 過剰人口を受容れてくれる別の生活地盤が比較的容易に発見しうること。

「別の生活地盤」とは、新たに開発すべき土地である場合もあり、他人の既に開発した生活地盤——農地・工場・店舗等——である。

第一条件があつて第二条件のない社会では、家族は大家族の傾向をもち、従つて長子相続的になる。但し漫然と大家族になることは生活資料の上から許されないから、大家族になり得ない者は人為的に人口を制限するか、各人の生活程度を極度に低下させるか、より外に途がないことになる。

しかし、第一条件と第二条件の双方を兼備した地域で末子相続制を知らない処はないのではないかと指摘されている。

この末子相続を結果する二つの条件が、五島の切支丹家族の場合に如何に妥当するであろうか。先ず、家族生活の基礎をなす地盤的条件は如何。

農業の非集約性は最も典型的において、これをみることが出来る。農業とはいへ、水田は殆どなく、畑作ばかりで、作物は僅かな甘藷・豆類等に過ぎず、辛うじて自家消費分を賄っているだけで、供出する余力は殆どない、農機具・家畜等も、めぼしいものは殆ど見当らない。全くの原始農業といつても過言ではない状況である。

次に、土地の瘦瘠性。耕作地は、平坦地は殆どなく、山の斜面を開墾した畑が大部分であり、灌漑の便も悪く、

農耕地としては不適地ばかりを、無理して耕作しているに過ぎない。

また、土地の狭小性も極端なるものがある。従って、これ以上新地を開発しようとしても、その余地は全く存しないといつてよい。

これを要するに、第一条件は、完全にこれを備えているのである。

しからば次に、第二条件を満しうるであろうか。宗教的戒律によって、産児制限が認められないことから原因する、過剰人口を受容してくれる別の生活地盤を比較的容易に発見し得るであろうか。

この「別の生活地盤」としては、いわゆる「開発型」と、「出稼型」とが考えられるが、五島の場合、もはや開発の余地はないことは再三指摘した通りである。

従って、五島は典型的な出稼型ということになる。その出稼先は、女子の場合は紡績女工であり、男子の場合は漁船員である。新制中学を修了すれば、女子は、主として愛知県の紡績工場へいわゆる集団就職に出掛けて行く。先輩が多数行って地盤を築いているから、後輩も行き易いわけである。

その外、最近では島根県の罐詰工場へも相当出掛けて行く。これは、五島出身のカトリック信者で、その地方で大きな工場を経営している成功者があるからである。

男子達は、選ばれて、神学校へ入学し、聖職者たらんと志す者を除いては、全員漁船に乗込むといつてよい。それには、五島を基地とする沿岸漁業もあるが、主としては、長崎・博多・門司等を基地として東支那海方面で活躍するわけである。わけでも、北五島有川方面は、南極捕鯨の射手等の有力船員の出身地として知られている。

また、一家を挙げての出稼型ともいふべきものは、海外移民である。全島カトリックの離れ小島の部落が、村ごと南米へ移民した、という話を時々耳にする。この場合も、彼等の宗教的信念と、移民先がまた、同じ宗教の国である

論 説

耕地利用率

種別 区分	実面積 (A)	作付面積 (B)	利用率 (A)/(B)
田	2.463	3.423	1.39
畑	2.497	3.890	1.55
計	4.960	7.313	1.47

耕地の傾斜度

種別 区分	耕地面積	内	
		15°以上	15°未満
田	2.463	1.423	1.040
畑	2.497	2.372	125
計	4.960	3.795	1.165

- ことが、彼等の決心を容易にさせる一因となっている。
- かくて、第一・第二の両条件が兼備した地域である以上、「末子相続制を知らない所はない」ということになるのである。
- (一) 中川善之助「末子相続の社会的環境」、牧野教授還暦祝賀法理論集、五四四頁以下。
 - (二) 例えば、玉之浦町に於て、耕地面積は、水田二四六三反、畑二四九七反、計四九六〇反（昭和三〇年度）であるが、水田は殆ど非切支丹部落に限られている。
 - (三) 玉之浦に於て、甘藷は作付面積一八〇町、反収四五〇貫、収穫量八一〇、〇〇〇貫、豆類は作付面積一五町、反収八反、収穫量一二〇貫（昭和三〇年度）程度である。
 - (四) 玉之浦町全体で、主要農機具として、僅かに、動力脱穀機一〇台があるに過ぎず、これらも切支丹部落外のものである。
 - (五) 玉之浦町の家畜類数は、役肉牛八一三、乳牛〇、馬二三、緬羊一九、山羊四三、豚四五、鶏三八二〇（昭和三二年）程度である。
 - (六) 同じ玉之浦町の資料によれば、耕地利用率と耕地の傾斜度は次表の通りで、特に畑の大部分が一五度以上の傾斜地であることが注目される。

末子相続については、色々な問題がある。その一つとして、相続形態の歴史的発展において如何なる地位を占めるかという問題が考えられる。

末子相続形態として古いものであるか、という問題に対して、それは恐らく最古の相続形式ではないか、という答がある。

理論的にそう推定されるのみならず、古くからの神話・伝説等が非常に屢々これを暗示している、わが国の古事記や日本書紀にもその例は多いし、外国ではギリシャ神話やグリム童話の中にも夥しく発見出来る、とされる。^(二)

これに対して、末子相続制の起原はそうした古い時代に求むべきものではなく、それは、より後代的のもので、大家族制から小家族へと発展した後に、特殊な地理的・社会的条件のもとで発生したものと考えるべきであろう、という反対説がある。^(三)

五島の末子相続制が、その何れを例証するものであろうか。末子相続制を伝えている五島の住民の多くが、比較的新しい移住者（居付きもの）であり、小家族制を採用し、特殊な地理的・社会的条件のもとにおかれていることを思えば、その歴史はそう古いものではあるまいと思われる。——たとい、末子相続制そのものの起原は、これを古代に於て見出し得るとしても。——

最後に、五島末子相続制の将来性について一瞥したい。

戦後の劃期的な農地改革は、五島切支丹家族の習俗的な末子相続制にも、多大な影響を及ぼしたものと推定される。^(三)

戦前に於ては、彼等は殆ど全部零細な小作農民であった。従って、経済的に極度の貧困状態におかれ、それが「長

子分封」を必然たらしめ、やがて末子相続制を形成して行ったことはさきに觀來った如くである。

その小作農民が、自らの耕地を取得出来たのが農地改革であった。勿論、それによって耕地の瘦瘠性と狭小性が解決されたわけではないが、兎も角自作地を持ちえたことは、生産手段としての農地に対する彼等の関心を一層深めその経済的地位は——依然貧困とはいえ——相当に向上したことは事実である。すなわち、以前よりは若干の経済的余裕が生じたことになり、或程度大家族を抱え込みうる条件が成熟して來たわけで、無理して長子分封を行う要はなくなってくることになる。

その意味に於て、末子相続制は動搖期に入ったと云うべきであろうか。やがては、一般の富農と同様に、農地の分割を忌否し、適正経営規模を維持するために、長子相続制的一子相続制への傾向が生じてくる可能性もあるのではあるまいか。

さらに最近問題の農業構造改革論は、小農切捨ての強行政策を打出すことによって、僅か二―三反の零細農に過ぎないこの地方の農民達に対し、単なる相続形態の変化のみならず、農業経営そのものを否定せしめられてしまうのではなからうか。

相続形態の要因論は、宗教的要因から、やがて政治的要因へと関心を向けざるを得なくなつたのである。

(一) 中川善之助「末子相続の原始性」法学六卷一二号、一四八六頁。

(二) 洞富雄「相続」郷史研究講座、三、家、一八六頁。

(三) 戦前、小作料の重圧と、耕作権の保証されていないことにより、この地方の小作農民の生活は、あたかも「牧童に追われる群羊の哀れさ」そのものであったといわれる。農地解放前(昭和二〇年一月二三日現在)玉之浦町の農地状況は、田二四二町一反、畑二四七町六反、自作地三一町八反、小作地一七七町九反であった。農地改革で買収・売渡された農地は一三三町二反で、全耕作面積の二七%に當った。売渡前の自作平均耕作面積は一人二反七畝であったが、現在では自作平均面積は三反

六畝に達している。こうして昭和二七年までには殆ど目的は完遂され、従来の小作人は殆ど自作農に変わったのである。

経営規模別農家数の変遷

種別 年令	3反 未滿	3~5反	5反~ 1町	1~2町	2町 以上	計
昭22年	534 (48%)	219 (1.9)	278 (25)	82 (8)		1133戸
25年	410 (39)	205 (20)	290 (28)	142 (13)		1047戸
28年	295 (33)	186 (20)	293 (32)	144 (15)	3 (0)	921戸

自小作別農家数の変遷

種別 年次	自 作	自兼 小作	小兼 自作	小作	計
昭22年	381 (32%)	429 (36)	250 (21)	120 (11)	1180戸
25年	620 (52)	312 (26)	180 (15)	70 (7)	1182戸
28年	388 (70)	216 (17)	110 (10)	34 (3)	1198戸

(後記) 筆者が、五島切支丹の末子相続制度に関心をもったのは、私法学会の農家相続の実態調査で、上五島有川町を半農半漁村の代表として現地調査した時からであった。その時、舟橋諱一教授の御還暦をお祝いして拙稿を捧げることが光栄である。その後、青山道夫教授より話を伺ったのが契機であった。その舟橋教授の御還暦をお祝いして拙稿を捧げることが光栄である。その後、青山道夫教授より御教示を受け、特に三五年度文部省科学研究費、各個研究費を受けて詳しい実態調査を行うことができた。種々御配慮を受けた現地関係各位に深謝する。